

令和4年小値賀町議会定例3月会議 (第8日目)

1、出席議員 7名

2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	黒	崎	政	美
5	番	末	永	一	朗
6	番	浦		英	明
7	番	今	田	光	弘
8	番	横	山	弘	藏

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	近	藤		進
教	育	中	村	慶	幸
会	計	前	田	隆	利
総	務	谷	元	芳	久
住	民	橋	本	博	明
福	祉	前	田	達	也
産	業	博	多	屋	雄
産	業	松	崎	久	一
農	業	北	村		郎
建	設	橋	本		幸
建	設	村	田	祐	仁
診	療	牧	尾		満
教	育	永	田	敬	一
こ	ど	植	村	敏	郎
も	園				豊
園	長				三
長					彦

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	西	浩	康			
議	会	事	務	局	書	記	松	田	智	恵	美

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

令和4年小値賀町議会定例3月会議

令和4年3月14日（月曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（浦英明議員・今田光弘議員）
- 第 2 議案第18号 令和4年度小値賀町一般会計予算
- 第 3 議案第19号 令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第 4 議案第20号 令和4年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第21号 令和4年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 6 議案第22号 令和4年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第23号 令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第24号 令和4年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第25号 令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第10 議案第26号 小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について

## 午前10時00分 開 議

**議長（横山弘藏）** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

### 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番・浦 英明議員、7番・今田光弘議員を指名します。

**議長（横山弘藏）** お諮りします。

日程第2、議案第18号から、日程第9、議案第25号までの令和4年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託しておりましたので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第18号から、日程第9、議案第25号までの令和4年度小値賀町各会計予算については、一括議題とします。

日程第2、議案第18号、令和4年度小値賀町一般会計予算から、日程第9、議案第25号、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算までは、予算特別委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。

**議長（横山弘藏）** 今田予算特別委員会委員長

**委員長（今田光弘）** 予算特別委員会に付託された事件につきまして、審査の結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

- 1、委員会を開いた年月日及び場所
- 2、出席した委員の氏名
- 3、欠席した委員の氏名
- 4、出席した委員外議員の氏名
- 5、説明のために出席した者
- 6、職務のために出席した者

につきましては、報告書に記載のとおりです。

- 7、付託を受けた事件の件名及び、8、会議に付した事件の件名は、  
議案第18号、令和4年度小値賀町一般会計予算  
議案第19号、令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算  
議案第20号、令和4年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算  
議案第21号、令和4年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算  
議案第22号、令和4年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算  
議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算  
についてです。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本特別委員会は 3 月 9 日、10 日の 2 日間開催し、各議案について質疑を重ねました。質疑の主なものは報告書に記載のとおりです。

慎重に審議しました結果、議案第 18 号の一般会計予算と、議案第 19 号から議案第 25 号までの特別会計予算 7 件の全ての会計につきまして、全員が賛成し、全議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。2 日間に渡る予算審査でしたが、委員の姿勢、説明する執行部の姿勢も真剣で真摯に質疑応答がなされました。

討論では、課題である人口減少問題、定住促進、後継者対策等に十分配慮した予算であると感じたという意見。人材確保の問題が深刻化しており、幅広い事業推進が困難となっており今後は選択と集中により、効率的な調整運営に移行する必要があると感じたという意見。今後は公共施設の老朽化による工事など多額の費用が予想され実質公債費比率など財政指標に十分に目を配る必要がある。といった意見が出されました。

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症により、度重なる補正予算の編成を行い、感染拡大防止及び経済対策に対する予算が組まれてきましたが、新年度におきましても新型コロナウイルス感染症の影響が続くことも考えられ、町としても柔軟にして、有効な事業が展開できるよう体制を整えておいていただきたいと思います。

事業の実施にあたっては、優先順位や成果目標を設けるなど、その必要性、有効性、費用対効果などの総合的な検討を行い、その目的を達成するため、限られた財源を有効に活用していただきたいと思います。今後、小値賀町の人口減少対策、後継者対策に対応し、編成された令和 4 年度予算が、真に住民の幸せな暮らしに生かされるとともに、効率的かつ大きな効果が上げられるよう期待するものであります。

以上で、予算特別委員会審査結果報告を終わります。

**議長（横山弘藏）** これで報告を終わります。

お諮りします。

只今の予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

これから、議案第 18 号、令和 4 年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

宮崎良保議員

**3 番(宮崎良保)** 私は、議案第 18 号、令和 4 年度一般会計予算案に賛成の立場で討論をいたします。

予算額 39 億 8,300 万円は、令和 3 年度と比べて 490 万円の増加となっております。中身を見ますと、昨年 12 月 9 日付で、町長の予算編成方針と慎重に対したところ、令和 4 年度の予算編成の重要 6 項目、①人口減少対策、②定住促進対策、③子ども子育て支援対策、④企業事業拡大対策、⑤後継者対策、⑥産業振興対策において、いずれの対策事業においても、配慮された予算になっていると感じます。

気になるのは、特定財源の確保における起債額が増えることにより、実質公債費比率が、令和元年が 5.7、令和 2 年度において 7%と年々上がりつつあるように思います。また経常比率、経常費比率も、令和 2 年度が 81.6 となっており、この比率は 70 から 80%の間が理想とされておりますので、今後十分に配慮を望みます。また収入において、一般財源の確保に曖昧さが感じられます。特に重要な位置を占める地方交付税が、18 億 2,000 万となっておりますが、昨年より 1 億円、0.9%の増加に過ぎません。国の確保した地方交付金額は、一般会計で 15 兆 6,558 億円、特別会計で 2 兆 3,980 億円。合計で 18 兆 538 億円と、前年より 6,153 億円上乗せされております。国の上乗せ額に対して、町の上乗せ額が低いのではないかというささやかな疑問も残ります。しかし全体においては、より工夫された予算編成となっており、執行部の努力には非常に敬意を表します。大変お疲れ様でした。

今後とも、町民の安心安全なまち作りのためにご尽力することを、期待をします。

これで議案第 18 号令和 4 年度予算案に対して賛成といたします。

**議長(横山弘藏)** ほかに討論ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号、令和 4 年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、議案第18号、令和4年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長(横山弘藏)** 次に議案第19号、令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、議案第19号、令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長(横山弘藏)** 次に議案第20号、令和4年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、令和4年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和4年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予

算は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長（横山弘藏）** 次に議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（横山弘藏）** 起立全員です。

したがって、議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長（横山弘藏）** 次に議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（横山弘藏）** 起立全員です。

したがって、議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長（横山弘藏）** 次に議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。



討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長(横山弘藏)** 次に議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長(横山弘藏)** 次に議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 10、議案第 26 号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。町長  
**町長(西村久之)** 議案第 26 号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について、説明いたします。

当該施設につきましては、平成 29 年 4 月から、一般財団法人小値賀町担い手公社を指定管理者としているところですが、今年度末をもって 5 年間の指定管理期間を終えることから、指定管理者の公募・選定を行ったところでございます。

結果、唯一応募がありました、一般財団法人小値賀町担い手公社を本施設の指定管理者に指定したいと思っておりますので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定より、本案をご提案するものでございます。

なお、同法同条第 5 項に規定する指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**日程第 11、議案第 27 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。町 長

**町長（西村久之）** 議案第 27 号、工事請負契約の締結について、説明いたします。

去る、2月24日に、お試し居住施設整備工事（笛吹在地区その1）の指名競争入札を実施し、株式会社友建設が4,600万円で落札、消費税を加算した5,060万円で契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。

お試し居住施設整備工事の概要につきましては、別紙資料に、図面を添付しておりますのでご覧ください。

これまで、お試し居住施設は、筒井浦地区に家族用1棟、単身用2棟、木場地区に家族用2棟、笛吹在地区に家族用1棟の計6棟が完成しております。今回の工事では、笛吹在地区に家族用1棟、単身用3棟の計4棟を建設する予定といたしております。この工事が完成しますと、合計で家族用5棟、単身用5棟、計10棟の整備が完了することとなります。

なお、本工事は繰越事業として実施することとしており、工期を5ヶ月と見込み、完成は8月末を予定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。浦 議 員

**6番（浦 英明）** 今、町長の説明では、工期については5ヶ月、8月末頃を

予定していると、こういうふうに言われてたんですけども、この入札結果一覧のですね、この工事期限の令和4年3月31日限りというのはこれなんですか、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

入札時には、まだ繰越の承認をいただいておりますので、3月31日限りとさせていただきます。

**議長（横山弘藏）** 浦議員

**6番（浦英明）** わかりました。

それで入札結果一覧を見てみますと、友建設以外はですね、予定価格の超過が1、2、3、4件、辞退が3件というふうになっておりまして、入札の結果が大変厳しいものということをお話しておりますけども、その辞退3件が予定価格超過について4件、それぞれについて内容をお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

辞退、予定価格超過等については、業者様の都合ということですので、内容までは把握しておりません。

**議長（横山弘藏）** 浦議員

**6番（浦英明）** 例えばですよ、ここに堀内組とか上滝佐世保とか、いろんな建設業界の名前が載っておりますんですけども、例えば、上滝にすれば今、診療所を工事を行っております、これも工期が遅れておりますんで、こういった関係上、ここらあたりに参加する資格もなかったのかなとは思いますが、これちょっと私の勘違いかわかりませんが、それから予定価格超過につきましてはですね、例えばその材料が物資が不足して上がるとか、そういった関係上で超過したとか、そういったその意味合いのですね、詳しい説明ができれば、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

まず、あの入札に關しましての辞退についてはですね、理由が技術員の配置が困難ということで、やはり公共事業活発で、その現場代理人が足りない、人材が足りないというのが理由でございます。それから予定価格超過、これはもうこの先、その資材が上がるかどうかになっていくかということの見通しというのはそれぞれ業者で考えてることで、そういうそれ以上の内容については建設課サイドではわかりません。以上です。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。

今田議員

**7番（今田光弘）** 細かいっちゃ大変細かいことで申し訳ないんですが、議会

に付すべきものとして、予定価格が 5,000 万円以上を超える場合には、付さなければいけないというふうに条例には書かれています。今回の場合、予定価格はたしか 4,800 万円かな、くらいで 5,000 万いてないので、本来だったらかけなくていい、かけてはいけないということではないんですが、その辺は執行部とか議会の方も含めて、省略っていうか、かけなくていいものはわざわざ今後かけなくていいのではないかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか？

**議長（横山弘藏）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

予定価格に関しましては、税込価格を予定価格とするようになっておりますので、今回上げさせていただいております。

**議長（横山弘藏）** 今田議員

**7番（今田光弘）** いただてる A4の表の上の方にある予定価格というのは、（税抜き）って書かれてるんで、実際は税込ですか。そうするとちょっとあの辺の表現も変えた方がいいのかな…という気がします。すいません失礼致しました。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例 3 月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和 4 年小値賀町議会定例 3 月会議を終了します。

どうもご苦労様でした。

— 午前 10 時 26 分 散会 —